

人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における長期履修に関する取扱いについて

令和 2 年 4 月 8 日人文社会ビジネス科学学術院運営委員会決定

人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻（以下「法曹専攻」という。）における長期履修に関しては、「国立大学法人筑波大学大学院長期履修学生に関する法人細則（平成 18 年法人細則第 1 号）」（以下「細則」という。）に定めるほか、この決定の定めるところによる。

（申請）

1 長期履修を希望する者で入学前にあつては入学手続期間までに、在学期間 1 年未満の者が入学後に申請するものにあつては法曹専攻で指定する期間に、法曹専攻の専任教員による事前相談を受けた上で、以下の関係書類を人文社会ビジネス科学学術院長（以下「学術院長」という。）に提出するものとする。

- （1）長期履修申請書（別記様式第 1 号）
- （2）長期履修計画書（別記様式第 2 号）
- （3）長期履修を必要とする証明書等

（許可）

2 前項の申請に対する許可については、人文社会ビジネス科学学術院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、学術院長が認めるものとする。

（長期履修許可書）

3 前項の許可にあつては、長期履修許可書（別紙様式第 3 号）を交付するものとする。

（期間）

4 長期履修の期間（以下、「長期履修期間」という。）は、以下のとおりとする。

- （1）入学者で入学前に申請を行った者（ただし、本項第 3 号にいう者を除く。以下「法学未修者」という。）は 4 年とする。
- （2）法学未修者で入学後に許可を受ける者にあつては、3 年または 4 年とする。
- （3）筑波大学大学院学則第 44 条の 4 第 1 項で定める「法学既修者」で入学前に申請を行った者は 3 年とする。
- （4）法学既修者で入学後に許可を受ける者にあつては、2 年または 3 年とする。

（長期履修期間変更）

5 勤務の都合（成績不良は除く）などやむを得ない事情により、許可された長期履修期間を変更する必要があるときは、以下のとおりとする。

- （1）長期履修学生は、法曹専攻の専任教員による事前相談を受けた上で、長期履修計画変更願（別紙様式第 4 号）及び長期履修を必要とする証明書類等を学術院長へ提出するものとする。
- （2）期間延長の申請期限は、許可された長期履修期間の最終年度の前年度 1 月までとす

る。

(3) 本項第1号の許可にあたっては、第2項に準ずる。

(許可の取り消し)

6 長期履修が認められている者で、細則第2条の許可の要件を欠くに至った者があるとき、または細則第6条に該当するに至った者があった場合、学術院長は運営委員会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(授業料)

7 長期履修を許可された者の授業料の年額は、長期履修の許可を受けた期間に限り、以下のとおりとする。なお、長期履修期間の変更が許可されたときは、その都度、再計算するものとする。

(1) 長期履修期間4年の者は標準修業年限に納付すべき授業料の年額の4分の3の額とする。

(2) 長期履修期間3年の者は標準修業年限に納付すべき授業料の年額の3分の2の額とする。

(3) 長期履修期間2年の者は標準修業年限に納付すべき授業料の年額の2分の1の額とする。

附 記

1 この決定は、令和2年4月1日から実施する。

2 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻における長期履修に関する取扱いについては、廃止する。

3 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされたビジネス科学研究科の法曹専攻の学生に係る長期履修の取扱いについては、この決定を準用する。この場合において、前文中「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻」とあるのは「ビジネス科学研究科法曹専攻」と、第1項、第2項、第5項及び第6項中「人文社会ビジネス科学学術院長」及び「学術院長」とあるのは「ビジネス科学研究科長」と、第2項中「人文社会ビジネス科学学術院運営委員会」とあるのは「ビジネス科学研究科運営委員会」と読み替えて適用する。